

# 兵庫県公報

令和8年3月24日 火曜日 第3号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則及び兵庫県私立学校審議会委員の定数を定める規則の一部を改正する規則（教育課）	2
○ 知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則（法務文書課）	2
○ 行政手続条例施行規則の一部を改正する規則（法務文書課）	2
○ 庁舎管理規則の一部を改正する規則（管財課）	3
○ 認定こども園の認可手続等を定める規則の一部を改正する規則（こども政策課）	3
○ 兵庫県と兵庫県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金請求権の放棄に関する条例施行規則（地域経済課）	3
○ 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（地域産業立地課）	8
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	8

## 公布された法令のあらまし

### ◎行政組織規則及び兵庫県私立学校審議会委員の定数を定める規則の一部を改正する規則（規則第4号）

私立学校法の一部改正に伴い、次の関係規則について同法の引用条文を改めることとした。

- 1 行政組織規則
- 2 兵庫県私立学校審議会委員の定数を定める規則

### ◎知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則（規則第5号）

公益信託ニ関スル法律の全部改正により、主務官庁、都道府県知事等による公益信託に係る許可及び監督の制度が廃止されること等に伴い、知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止することとした。

### ◎行政手続条例施行規則の一部を改正する規則（規則第6号）

行政手続条例の一部改正により、許可を取り消す等の不利益処分をしようとする場合であって、当該不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないときに行う公示の方法による聴聞の通知等について、公示すべき事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置等を行うことにより行うこととされることに伴い、当該方法を定める等所要の整備を行うこととした。

### ◎庁舎管理規則の一部を改正する規則（規則第7号）

本庁舎について、庁舎の建替えに伴い、庁舎が分散して配置されること等を踏まえ、現地における庁舎の管理者を置くことができることとする等所要の整備を行うこととした。

### ◎認定こども園の認可手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第8号）

児童福祉法の一部改正により、国家戦略特別区域法に基づく特例措置として定められていた地域限定保育士制度（特定の区域内に限り、保育士と同様に業務を行うことができる資格制度をいう。）が一般制度化されたことを踏まえ、本県における保育士の不足に対応するための当該制度の活用に伴い、保育機能施設に係る施設の設備及び運営に関する認定基準等について所要の整備を行うこととした。

### ◎兵庫県と兵庫県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金請求権の放棄に関する条例施行規則（規則第9号）

兵庫県と兵庫県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金請求権の放棄に関する条例の制定に伴い、兵庫県信用保証協会による求償権の放棄等の手続その他の同条例の施行に関して必要な事項を定めることとした。

### ◎工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（規則第10号）

- 1 工業技術センターの機械器具の新規購入に伴い、当該機械器具に係る機械器具使用料の額を定める等所要

の整備を行うこととした。

2 一般社団法人日本皮革産業連合会が実施する日本エコレザー基準認定事業における認定の基準が改められ、工業技術センターの機械器具では当該認定を受けるために必要な試験を行うことができなくなったこと等を踏まえ、当該認定を受けるために必要な複数の試験を同時に行う場合の試験手数料に係る規定を削除する等所要の整備を行うこととした。

◎収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第11号）

警察手数料徴収条例の一部改正により、金属くず営業条例に関する警察手数料が廃止されること等に伴い、収入証紙により徴収する手数料について所要の整備を行うこととした。

規 則

行政組織規則及び兵庫県私立学校審議会委員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第4号

行政組織規則及び兵庫県私立学校審議会委員の定数を定める規則の一部を改正する規則

（行政組織規則の一部改正）

第1条 行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第71条の表私立学校審議会の項中「第9条」を「第8条」に改める。

（兵庫県私立学校審議会委員の定数を定める規則の一部改正）

第2条 兵庫県私立学校審議会委員の定数を定める規則（昭和38年兵庫県規則第46号）の一部を次のように改正する。

本則中「第10条第1項」を「第9条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第5号

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成5年兵庫県規則第53号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第6号

行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続条例施行規則（平成8年兵庫県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（聴聞の通知等における公示の方法）

第3条 条例第15条第4項（条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。以下同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電

気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。



庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第7号

庁舎管理規則の一部を改正する規則

庁舎管理規則（昭和37年兵庫県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「いう」の右に「。以下同じ」を加える。

第3条の2第1項中「総合庁舎、集合庁舎及び地方機関単独においては、」を削り、「当該庁舎」を「庁舎」に改め、「ため、」の右に「当該庁舎に」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 現地管理者は、次の各号に掲げる庁舎の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 総合庁舎、集合庁舎及び地方機関単独庁舎 当該庁舎を使用する地方機関の室、事務所等の長のうち、当該地方機関の長が指定する者
- (2) 本庁舎 当該庁舎を使用する課（行政組織規則第2章及び附則に規定する課、室及び工事検査室並びに教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、議会事務局、企業庁又は病院局の本庁の課をいう。以下同じ。）の長のうち、知事が指定する者

第3条の3第1項第1号を次のように改める。

- (1) 課の事務室 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者
  - ア 一の課が単独で当該事務室を使用する場合 当該課の長
  - イ 複数の課が共同で当該事務室を使用する場合 当該事務室を使用する課の長のうち、知事が指定する者

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



認定こども園の認可手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第8号

認定こども園の認可手続等を定める規則の一部を改正する規則

認定こども園の認可手続等を定める規則（平成19年兵庫県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第14条第5号中「児童福祉法」の右に「（昭和22年法律第164号）」を加える。

別表1(2)中「保育士」の右に「（児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）」を加える。

様式第4号及び様式第7号中「保育士」の右に「（地域限定保育士を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



兵庫県と兵庫県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金請求権の放棄に関する条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 兵庫県規則第9号

## 兵庫県と兵庫県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金請求権の放棄に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県と兵庫県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金請求権の放棄に関する条例(令和8年兵庫県条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(求償権の放棄等に係る承認の申請)

第3条 条例第3条第1項の規定による申請は、求償権放棄等承認申請書(様式第1号)により行わなければならない。

2 前項に規定する求償権放棄等承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第3条第2項の当該計画の内容を証する書類
- (2) 条例第3条第2項の当該求償権の放棄等に係る中小企業者等に対して複数の求償権を有する場合にあっては、当該複数の求償権に係る求償権の放棄等の額の配分及びその算定の根拠を示す書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(求償権の放棄等の実施報告)

第4条 保証協会は、条例第3条第2項の規定による承認を受けた後、当該承認に係る求償権の放棄等を実施したときは、速やかに、求償権放棄等実施報告書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 当該承認に係る求償権の放棄等を実施したことを証する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(求償権の放棄等の中止報告)

第5条 保証協会は、条例第3条第2項の規定による承認を受けた後、当該承認に係る求償権の放棄等を中止したときは、速やかに、求償権放棄等中止報告書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(私的整理手続に関する指針)

第6条 条例第3条第2項第8号に規定する規則で定める指針は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会が、平成27年12月25日に策定した自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン及び令和2年10月30日に策定した「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則
- (2) 中小企業の事業再生等に関する研究会が、令和4年3月4日に策定した中小企業の事業再生等に関するガイドライン

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、回収納付金請求権の放棄に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

求償権放棄等承認申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

兵庫県信用保証協会理事長

兵庫県と兵庫県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金請求権の放棄に関する条例第3条第1項の規定により、求償権の放棄等について、次のとおり申請します。

債務者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）	
対象となる保証債務の内容	
融資制度名	
保証承諾日	年 月 日
保証承諾額	円
融資実行日	年 月 日
代位弁済日	年 月 日
代位弁済額	円
条例第3条第2項のうち、該当する号	第 号
申請の内容（求償権の放棄等の内容）	<input type="checkbox"/> 求償権の放棄 <input type="checkbox"/> 求償権の金額に満たない額での譲渡
求償権の放棄等の理由及び地域経済の振興の見込みについて	
申請日における求償権残高（A）	円
求償権の放棄の額又は求償権の金額に満たない額での譲渡による求償権の金額と譲渡額との差額（B）	円
県が放棄することとなる回収納付金請求権の額	円
求償権の放棄後の求償権残高又は求償権の譲渡額（C） （C）＝（A）－（B）	円
求償権の放棄等の実施予定日	年 月 日

注1 この求償権放棄等承認申請書は、保証債務ごとに作成すること。

2 □については、該当するものに「レ」を記入すること。

様式第2号（第4条関係）

求償権放棄等実施報告書

年 月 日

兵庫県知事 様

兵庫県信用保証協会理事長

兵庫県と兵庫県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金請求権の放棄に関する条例施行規則第4条の規定により、 年 月 日付け 第 号で承認を受けた求償権の放棄等について、次のとおり報告します。

債務者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）	
実施した内容（求償権の放棄等の内容）	<input type="checkbox"/> 求償権の放棄 <input type="checkbox"/> 求償権の金額に満たない額での譲渡
求償権の放棄等の実施日	年 月 日
求償権の放棄等の実施前の求償権残高（A）	円
求償権の放棄の額又は求償権の金額に満たない額での譲渡による求償権の金額と譲渡額との差額（B）	円
県が放棄することとなる回収納付金請求権の額	円
求償権の放棄後の求償権残高又は求償権の譲渡額（C） C = A - B	円

注1 この求償権放棄等実施報告書は、求償権放棄等承認申請書ごとに作成すること。

2 については、該当するものに「レ」を記入すること。

様式第3号（第5条関係）

求償権放棄等中止報告書

年 月 日

兵庫県知事 様

兵庫県信用保証協会理事長

兵庫県と兵庫県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金請求権の放棄に関する条例施行規則第5条の規定により、 年 月 日付け 第 号で承認を受けた求償権の放棄等の中止について、次のとおり報告します。

債務者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）	
求償権の放棄等を中止した理由	

~~~~~  
 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第10号

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則（昭和48年兵庫県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第3 工作機械の款中

「

|              |        |        |
|--------------|--------|--------|
| 紫外レーザー加工装置   | 1時間につき | 6,400円 |
| 樹脂積層型三次元造形装置 | 1時間につき | 5,500円 |

」

を

「

|                          |        |        |
|--------------------------|--------|--------|
| デジタル造形システム（樹脂積層型三次元造形装置） | 1時間につき | 6,100円 |
|--------------------------|--------|--------|

」

に改め、MEMS製作用ダイシングソーの項を削り、同表繊維機械の款編成性測定機の項を削り、同表試験機械の款繊維用走査型電子顕微鏡の項、繊維用フーリエ変換赤外分光光度計の項、光パワーメータの項、ゼーマン効果型原子吸光分光分析装置の項、複合系材料インピーダンス測定装置の項、超純水製造装置の項、マイナスイオン測定器の項、損失係数測定装置の項、マイクロ硬度計の項及び帯電性試験機の項から洗濯試験機の項までを削り、同表高精度三次元測定装置の項の次に次のように加える。

|                        |        |        |
|------------------------|--------|--------|
| デジタル造形システム（三次元形状スキャナー） | 1時間につき | 2,700円 |
|------------------------|--------|--------|

別表第4の1の部中

「1 試験手数料（エコレザー認定に係る試験手数料を除く。）

| 種別 | 金額 |
|----|----|
|----|----|

を

「

| 試験手数料 |    |
|-------|----|
| 種別    | 金額 |

」

に改め、同部皮革材料試験の款ガーレ法による剛軟度試験の項、耐熱試験又は耐寒試験の項、耐溶剤性試験の項、臭気測定の項、鉛溶出量測定の項からコバルト溶出量測定の項まで、ペンタクロロフェノール測定の項及び発がん性芳香族アミン測定の項を削り、同部中

「

|    |       |      |
|----|-------|------|
| 複写 | 1枚につき | 100円 |
|----|-------|------|

備考 「エコレザー認定に係る試験手数料」とは、一般社団法人日本皮革産業連合会が行う日本エコレザー基準認定に必要な試験を同時に行う場合に係る試験手数料をいう。

を

「

|    |       |      |
|----|-------|------|
| 複写 | 1枚につき | 100円 |
|----|-------|------|

」

に改め、同表2の部及び3の部を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

~~~~~  
 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和8年3月24日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 兵庫県規則第11号

## 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項61の2を次のように改める。

61の2 マンションの再生等の円滑化に関する法律に関する手数料

要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料

別表第1 警察手数料徴収条例に基づく手数料の項12を削る。

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1 警察手数料徴収条例に基づく手数料の項12を削る改正規定は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）の施行の日から施行する。